

市役所の代表電話は☎43-1111です

(開庁時間は午前8時30分～午後5時15分です)
(閉庁日は土曜、日曜、祝日、年末年始です)

わくわく!!

情報広場



今月の納税など

国民健康保険税

第3期

介護保険料

第3期

後期高齢者医療保険料

第3期

※納期限までに忘れずに納めましょう。口座振替をご利用の人は残高不足にご注意ください。

▼休日納税相談

とき 9月27日(日)午前8時30分～午後5時

ところ 納税課

▼夜間納税相談

とき 9月10日(木)午後5時15分～9時

ところ 納税課

最終日曜日開庁

各種証明書の交付や納税相談などを行うため、毎月最終日曜日午前8時30分～午後5時、市役所の一部を開庁します。9月は27日(日)です。ご利用ください。

開庁窓口 市民課、保険年金課、税務課、納税課

※詳細については、各担当課へ

上下水道料金納入に

夜間窓口開庁

毎月、夜間午後8時まで(1)に上下水道料金を納入できるよう第2浄水場を開庁しています。9月は29日(火)です。ご利用ください。

問合せ 水道管理課 ☎(48)0050・FAX(48)0120



国民健康保険被保険者証更新

現在お使いの国民健康保険被保険者証の有効期限は9月30日です。

10月からの新しい被保険者証は、9月中旬以降、世帯主あてに住民票の住所地に簡易書留で郵送します。新しい被保険者証が届いたら、住所、氏名、生年月日などの内容をご確認ください。

問合せ 保険年金課 内線143・FAX(43)1125

太陽光発電システム設置に対する補助

太陽光発電システムを市内の戸建て住宅に設置する人に、予算の範囲内で補助金を交付しています。

※対象者の要件や申請方法などの詳細については、市ホームページを参照、または、お問い合わせください。

問合せ 環境課 ☎(48)0331・FAX(48)2226

家屋外観調査にご協力を

市では、固定資産税を適正かつ公平に課税するため、固定資産税基礎資料の整備をしています。

調査期間中、委託業者の調査員が市内全域の家屋外観調査を行います。ご理解と協力をお願いします。

調査期間 9月11日(金)～12月28日(月)午前8時30分～午後5時

内容 建物が課税対象かどうかの確認、家屋の外観の写真撮影など
※街路からの外観調査のため、所有者の立会いは不要です。

問合せ 税務課 内線137・FAX(43)1125
平成27・28年度入札参加資格審査申請の追加受付

市(水道事業を含む)の平成27・28年度「建設工事」「設計・調査・測量」「土木施設維持管理」の競争入札参加資格審査の追加申請を受け付けます。

申請方法 県入札審査課 ☎330-9301さいたま市浦和区高砂3-15-1へ郵送(当日消印有効、持参不可)

有効期間 平成28年1月1日～平成29年3月31日

提出書類 市税完納証明書(市内業者のみ)、そのほかの書類は県ホームページ(<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0212/index.html>)を参照

▼新規申請

対象 現在、県電子入札共同システムに登録のない事業者

受付 10月1日(木)～23日(金)

▼追加申請

対象 県電子入札共同システムに登録があり、申請自治体、業種、業務などを追加する事業者

受付 10月1日(木)～30日(金)

問合せ 県入札審査課 ☎048(8330)5771・FAX048(830)4914

くらしの110番

無料点検と突然訪問してきた業者、点検商法に注意!

【事例】

以前、自宅に訪れた業者から勧められ、配管クリーニングを依頼し25000円を支払った。

その業者が「風呂と床下を無料で点検する」と再び来訪した。無料ならと承知したところ、「基礎がずれている、補強工事をする」と工事を勧められ、別の業者を紹介された。その業者が訪れ、湿

気対策工事、基礎強化工事、木部強化工事、床下消毒、防蟻防蟻剤散布などの工事が必要だと2時間ほどの説明を受け、66万円の契約をしてしまった。クリーニング・オフしたい。

無料点検に来たと言って来訪し、「カビが発生している」「工事をしないと危険」などと言って商品やサービスを契約させる「点検商法」の被害の相談が多く寄せられています。

点検後に消費者の不安をあおって契約をさせたり、契約された嘘を言って工事などをさせたりする手口です。一度契約すると、次々

▼デマンド交通システム 利用者登録受付中

10月の運行開始に向け、現在利用者登録を受け付けています。デマンド交通の登録方法や運行などの詳細については、お問い合わせください。

問合せ 市民協働課 内線 173・FAX (44) 0257

障害者手帳のデザインが統一されます

10月から、身体障害者手帳(赤)、療育手帳(緑)、精神障害者保健福祉手帳(水色)の大きさ、表記、色(すべて紺色)が統一されます。

なお、現在お持ちの手帳は、有効期限内はそのまま利用できます。

問合せ 社会福祉課(42) 843

5・FAX (43) 5600

人権を考えるついで

埼玉12市町の人権問題に取り組む団体が主体となり、「人権尊重社会をめざす県民運動」として、人権を考えるついでを開催します。

とき 10月15日(木)午前9時〜午後4時(受付は8時30分から)

ところ 春日部市民文化会館(春日部市粕壁東2-8-61)

内容 太鼓、童謡、太極拳、寸劇、合唱などの舞台発表、特別支援学校や12市町共同作品の展示、皮革製品や農産物などの物産販売

参加費 無料(事前申込み不要)

問合せ 人権推進課 内線162・

FAX (44) 0257

まち・ひと・しごと創生
市民会議公募委員募集

魅力あるまちづくりに向けた総

■7月の幸手市内の消防出動件数

救急車出動件数223件(急病146件、交通事故16件、その他61件)
火災発生件数1件 火災と救急は119番(火災発生時のお問い合わせは(42)9119(幸手消防署))

合戦略策定にあたり、「幸手まち・ひと・しごと創生市民会議」の委員の一部を公募します。

募集基準 つぎのすべてに該当する人

①20歳以上で市内在住の子育て世代の人 ②市のまちづくりに関心のある人 ③平日に開催する会議に参加できる人

募集人数 2人(書類選考あり)

※委員12人のうち2人を公募任期 委嘱日から2年

応募方法 応募用紙に必要事項を記入の上、9月15日(火)までに政策調整課に郵送(〒340-0192幸手市東4-6-8)、またはメール(seisaku@city.saita.lg.jp)

※応募用紙は、市ホームページおよび政策調整課窓口で配布

問合せ 政策調整課 内線440

1・FAX (43) 3783

社会福祉協議会

▼手話講習会特別講演

「ろう運動と聴覚障害者の福祉」

とき 10月22日(木)午前10時〜正午

ところ ウェルス幸手第1会議室

定員 30人(申込み順)

申込み 9月7日(月)〜10月9日(金)に社会福祉協議会へ(電話・FAX可)

※土曜・日曜、祝日を除く

▼「聴き上手」になろう

傾聴ボランティア養成講座

とき ①講演会/11月9日(月)午前10時〜正午 ②実習など(講演会出席必須)/11月9日(月)午後1時〜4時、10日(火)午前10時〜午後4時45分

ところ ウェルス幸手研修室

対象 市内在住・在勤の人、または、市内で傾聴ボランティア活動ができる人

定員 ①講演会/100人 ②実習など/48人(いずれも申込み順)

参加費 800円

※講演会の場合場合は300円

申込み 9月16日(水)〜10月23日(金)に社会福祉協議会へ

※土曜・日曜、祝日を除く

問合せ 社会福祉協議会(43) 3277・FAX (40) 1460

建築指導課
からのお知らせ

▼建築後退用地の買取り

市では、市街化区域で建築物を新築・増築する場合、道路の中心から2m後退した土地(建築後退用地)の買取りを行っています。

▼木造住宅耐震補助

昭和56年5月31日以前に建築確認を取得し建築した木造一戸建ての住宅などの耐震診断や耐震改修工事を対象に補助を行います。

※買取り要件や補助の要件などの詳細については、建築指導課へお問い合わせください。

問合せ 建築指導課 内線572・

FAX (43) 7656

新入学児童就学時健康診断

平成28年4月に市内小学校に就学予定の児童(平成21年4月2日〜平成22年4月1日生まれの子)を対象に健康診断を実施します。9月上旬に案内を郵送します。都合が付かない場合は、ご相談ください。

※悪天候などで、延期する場合があります。

会場	実施日/受付時間
幸手小学校	10月7日(水) 午後1時15分〜1時25分
権現堂川小学校	10月8日(木) 午後2時5分〜2時20分
上高野小学校	10月14日(水) 午後1時15分〜1時30分
吉田小学校	10月15日(木) 午後1時15分〜1時25分
八代小学校	10月14日(水) 午後1時30分〜1時45分
行幸小学校	10月1日(木) 午後1時15分〜1時25分
長倉小学校	10月15日(木) 午後1時00分〜1時15分
さかえ小学校	10月1日(木) 午後0時50分〜1時5分
さくら小学校	10月15日(木) 午後0時50分〜1時15分

問合せ 総務課 内線 622・FAX (43) 3188

に別の契約を迫られるケースもあります。

業者は、勧誘の際には、販売が目的の訪問であることを消費者に明示することが、法令で義務付けられています。

【消費者へのアドバイス】

①安易に業者を家に入れないようにしましょう。

②「特別に値引きする」などと言われても、その場で契約してはいけません。家族や周囲の人に相談しましょう。必要がない場合はきっぱりと断ることが重要です。

③契約後や工事完了後でもクーリング・オフや契約の取消しができる場合があります。

④困ったときは、すぐに最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。

問合せ 消費生活センター(市民協働課内)内線192・FAX (44) 0257(毎週月曜・水曜・木曜・金曜日午前10時〜正午、午後1時〜3時30分)

消費生活センター春日部 ☎048(734)0999・FAX 048(739)1152

